

東村山市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成27年2月26日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例

東村山市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定することに議決を得たい。

説明 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行に伴い、本案を提出するものであります。

東村山市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、東村山市の地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準（以下「人員等基準」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(人員等基準)

第3条 人員等基準は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66の定めるところによる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。